

(証券コード：5542)  
2024年3月11日  
(電子提供措置の開始日2024年3月5日)

株 主 各 位

埼玉県川越市新宿町5丁目13番地1  
**新報国マテリアル株式会社**  
代表取締役社長 成 瀬 正

## 第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第91回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.shst.co.jp>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）2024年3月6日掲載  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、適切な感染防止策を実施の上、開催いたします。株主総会にご出席される株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご協力いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2024年3月27日（水曜日）午前10時
- 場 所 埼玉県川越市新宿町5丁目13番地61  
住宅展示場「川越ハウジングステージ」インフォメーションセンター
- 会議の目的事項  
報告事項 第91期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

#### 4. その他の招集の決定事項

代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年3月26日（火）  
午後5時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年3月26日（火）  
午後5時入力完了分まで



### 株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年3月27日（水）  
午前10時開催

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇株式会社 御中  
株主総会日 議決権の数 股

議案	原案に対する賛否
第○号	賛 否
第○号	賛 否
第○号	賛 否

通常日現在のご所有株式数 株

※議決権の数に1単位ごとに1個となります。

お願い

- 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を提出せずにご出席ください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお申込みの議決権を行使ください。
  - 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただく方法
  - スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイトURLから/entry.htmlを開き以下のJID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

ログイン用QRコード

見本 5432-0876-2358-BPS  
（パスワード） 株主番号0804  
123456

〇〇〇〇株式会社

00000 <900000081234525000 >1234512<123451999999912061001000123000 >12345678901234<111111123 >

(ご注意)  
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛否の意思表示がなかったものとしてお取り扱いいたします。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第2・3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- ・一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

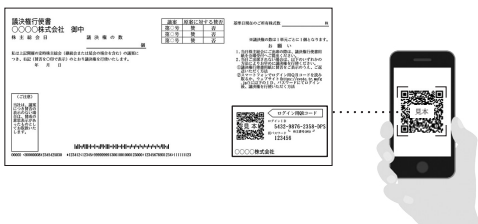
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

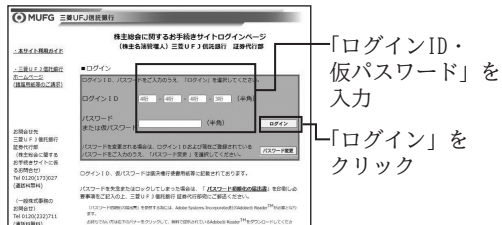
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

# 第 91 期 事 業 報 告

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過

当事業年度において、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により経済活動が正常化し始めた一方で、原材料の高騰や急速な円安などによる物価の上昇など、経済情勢は先行き不透明な状況が続いております。

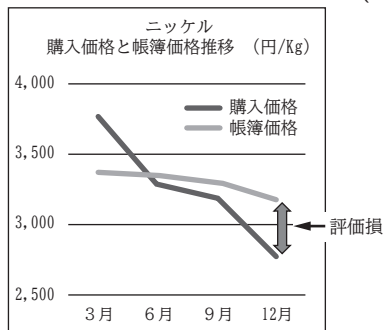
このような状況の下で当事業年度における当社の業績は、主力製品である半導体製造装置関連は、前第4四半期からお客側で当社以外の部品が不足し装置の組立てが停滞したことにより、お客側での在庫が増加し、第1四半期まで出荷調整の影響が残り、売上及び利益とも落込みました。第2四半期では回復が見られたものの、半導体需要の低迷もあり通期では減少となりました。一方、FPD（有機EL）製造装置関連は、コロナ禍の巣籠もり需要が一巡したことによる調整局面が底を打ち増加に転じました。よって通期売上高は前期比微増となりました。

その結果、当事業年度における売上高は前期比123百万円増収の6,484百万円（前期比1.9%増）となりました。営業利益は主力製品である低熱膨張合金の主要原材料であるニッケルの購入価格が下落したことによる在庫評価損が39百万円発生したため、前期比9百万円減益の628百万円（前期比1.5%減）となりました（在庫評価損を除いた実力ベースは前期比増益）。経常利益も前期比8百万円減益の644百万円（前期比1.2%減）となりました（在庫評価損を除いた実力ベースは前期比増益）。当期純利益は2024年2月9日に公表した「訴訟の解決に関するお知らせ」のとおり、東海旅客鉄道株式会社との訴訟が解決したことにより、訴訟関連の費用を特別損失として11百万円（法人税等調整額を考慮した当期純利益に与える影響は8百万円）計上したこともあり前期比16百万円減益の476百万円（前期比3.2%減）となりました。

### (ご参考) ニッケル在庫評価損について

ロシアによるウクライナ侵攻以降ニッケルの購入価格が急騰しておりました。その後徐々に購入価格は落ち着きを取り戻しつつある中、12月は大きく下落しました。購入価格が下がることは当社にとってはプラスの要素ではありますが、会計処理上12月末時点のニッケルの帳簿単価に対し購入単価が下回ったことにより、その差額である39百万円の在庫評価損が発生しました。

在庫評価損 = (購入単価 - 帳簿単価) × 在庫量



(今後の見通し)

ロシアによるウクライナ侵攻をはじめとする地政学リスクの拡大および米中摩擦の影響で、世界各国はそのリスクを回避する国策に舵を切り、半導体を経済安全保障上の重要な戦略物資と位置付け「半導体の国産化・域内調達安定化」を担保する多くの設備投資が計画されており、当社主力の低熱膨張合金（インバー合金）は今後中長期に亘り需要の大幅な増加が見込まれております。

しかしながら、2024年の単年度で見ると、当社の主力製品である半導体製造装置関連は、半導体メモリー市場の本格回復が遅れており、それに伴いお客様側で当社部品の在庫が堆積していることによる影響が上期まで続くものと予想しております。下期以降は在庫消化が進み好調に推移すると思われれます。またFPD製造装置関連は前年並みに推移すると思われれますが、シームレスパイプ用工具は原油価格の影響により減少すると思われれます。

その結果、2024年の業績見通しは、売上高は前年比微増の6,600百万円、営業利益は品質及びコスト改善等により前年比72百万円増益の700百万円、経常利益710百万円、当期純利益は530百万円と予想しております。

※業績見通しは、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は今後様々な要因によって予想値と異なる場合があります。

(当期及び次期の配当)

2024年2月9日に公表した「新報国マテリアル中期目標」でも掲げておりますとおり、攻めの経営を掲げ、積極的な研究開発、設備投資、製造技術の革新を図り、成長戦略を実行して参ります。今後の配当につきましても強化された財務基盤をベースに当該事業年度と今後の収益見通し及び積極的な投資を勘案し、株主の皆様へ報いる配当を決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、2024年2月9日に公表した「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり、東海旅客鉄道株式会社との訴訟が解決し、解決に伴う業績に与える影響は軽微であり、長年株主の皆様にご心配をおかけしたことを考慮し、リスクに備えておりました内部留保の一部を株主の皆様へ特別配当として1株当たり10円増配し、1株当たり25円とさせていただきます。年間配当金は、既に実施しました中間配当15円を含め、1株当たり40円（普通配当30円、特別配当10円）となる予定であります。

次期の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、品質及びコスト改善等による増益を勘案して、年間普通配当1株当たり40円（普通配当では10円増配）とする予定であります。

なお、中間配当20円、期末配当20円を予定しております。

## (2) 販売実績

セグメントの名称	金額(千円)	構成比(%)	前期比(%)
特殊合金事業	6,331,780	97.7	102.0
不動産賃貸事業	152,208	2.3	100.0
計	6,483,988	100.0	101.9

## (3) 財産及び損益の状況

科目	期別	第88期 (2020年度)	第89期 (2021年度)	第90期 (2022年度)	第91期(当期) (2023年度)
		千円	千円	千円	千円
売上高		3,986,863	4,661,268	6,361,341	6,483,988
当期純利益		191,604	322,735	491,846	476,044
1株当たり 当期純利益		57円31銭	96円50銭	146円22銭	141円53銭
純資産額		4,236,697	4,469,465	4,818,847	5,238,910

(注) 第90期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用しており、第90期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (4) 対処すべき課題

当社は、以下の課題について取り組んで参ります。

1. 売上100億円企業への成長を目指す
  - a. 社会に不可欠な会社
  - b. お客様・社会から信頼される会社
  - c. 株主様から支持される会社
2. インバー合金グローバルニッチトップを目指す
  - a. インバー合金ラインナップの拡充
  - b. 世界の最先端半導体製造装置メーカー各社への販売
3. 創造的な研究開発
  - a. インバー特性の原理機構の解明
  - b. 特殊環境対応インバー合金開発(水素環境、強磁場下、超高真空、高応力下)

#### 4. 革新的な製造技術

- a. 鋳造・3D・鍛造の3本柱の確立
- b. 金属3D積層造型への大型投資および製造技術確立
- c. AI等による鋳造工程の省力化・自動化

#### 5. 積極的な販売戦略

- a. 急拡大する半導体およびFPD産業への対応
- b. インバー合金の世界展開
- c. 航空・宇宙・環境分野への新規参入

#### (5) 設備投資等の状況

当期中において重要な設備投資はありません。

#### (6) 資金調達の状況

当期中において特記すべき事項はありません。

#### (7) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (8) 主な事業内容

- ① 半導体及びFPD製造装置用部品等の製造及び販売
- ② シームレス鋼管製造用工具の製造及び販売
- ③ 鍛圧加工（鍛造・圧延・伸線）
- ④ 不動産の賃貸

#### (9) 事業所

本社 埼玉県川越市新宿町5-13-1

三重工場 三重県三重郡川越町大字高松字中島835-1



(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,300,000千円

(11) 従業員の状況

従 業 員 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
95名 (1名増)	44才5ヶ月	16年7ヶ月

- (注) 1. ( ) は前期末比増減であります。  
2. 上記従業員数には臨時従業員6名を含んでおります。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 3,363,571株(自己株式146,429株を除く)  
 (2) 株主数 2,238名  
 (3) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 製 鉄 株 式 会 社	509千株	15.1%
村 岡 克 彦	359千株	10.7%
株 式 会 社 湊 組	271千株	8.1%
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	157千株	4.7%
石 田 龍 山	147千株	4.4%
株 式 会 社 山 本 本 店	107千株	3.2%
日 東 紡 績 株 式 会 社	100千株	3.0%
清 水 長 助	70千株	2.1%
新 報 国 マ テ リ ア ル 取 引 先 持 株 会	46千株	1.4%
宇 田 肇	43千株	1.3%

(注) 持株比率は、自己株式(146,429株)を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	成 瀬 正	社長執行役員
取 締 役	鎌 田 貴 幸	執行役員営業部長
取 締 役	横 井 裕 二	執行役員三重工場長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	宝 池 隆 史	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	笹 本 昌 克	(株)湊組 代表取締役社長
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	丸 茂 隆	税理士丸茂隆税務事務所所長

- (注) 1. 取締役宝池隆史、笹本昌克、丸茂隆は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員丸茂隆は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
3. 監査等委員宝池隆史、笹本昌克、丸茂隆は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 取締役長谷川潔氏は2023年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
5. 取締役成島伸一氏は2023年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を退任いたしました。
6. 当社は、以下の理由により、常勤の監査等委員を選定しておりません。
- ①監査等委員の3名中3名が社外取締役であり、かつ、独立役員として届出しており、社外取締役としての独立性を重視していること。
- ②取締役との活発な意見交換、内部監査部門を中心とした補助部門との連携ができていないこと。
- ③必要に応じて監査等委員が取締役会以外の重要な会議に出席できる体制ができていないこと。

## (2) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	基本報酬額	株式報酬額	摘 要
取締役(監査等委員を除く)	5名	61,140千円	-千円	
(内 社外取締役)	(-名)	(-千円)	(-千円)	
取締役(監査等委員)	3名	12,600千円	-千円	
(内 社外取締役)	(3名)	(12,600千円)	(-千円)	
合 計	8名	73,740千円	-千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
2. 上記の支給人数には、2023年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって退任をした取締役2名を含んでおります。

## (3) 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年3月29日開催の第83回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額を年額1億5千万円以内(社外取締役2千万円以内)、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額5千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、3名で(内社外取締役1名)、監査等委員である取締役の員数は、4名です。

また、金銭報酬とは別に、譲渡制限付株式報酬の総額として、2018年3月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)については年額4千5百万円以内(社外取締役6百万円以内)、監査等委員である取締役については年額1千5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、2名で、監査等委員である取締役の員数は、4名です。

#### (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日に開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

##### <取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針>

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別報酬の額又は、その算出方法の決定に関する方針は取締役会にて定めております。

報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成しております。

基本報酬は、各取締役の職位、職責、会社への貢献度、当社の業績、従業員の水準をも考慮しながら、総合的に勘案し決定するものとしております。

株式報酬は中長期的な企業価値向上を図る目的とするため、譲渡制限付株式報酬とし、本報酬の額は、当社の業績、各対象取締役の職責等諸般の事情を総合的に勘案し、決定するものとしております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

#### (5) 当期における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役 <small>に期待される役割</small> に関して行った職務の概要
社外取締役	宝池 隆史	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、企業法務の豊富な経験、幅広い知見からの発言を行っております。企業法務の観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	笹本 昌克	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、企業経営者としての専門的見地からの発言を行っております。企業経営者としての観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	丸茂 隆	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査等委員会5回のうち5回に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。税理士としての観点から有益な提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外取締役でない非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (7) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

その契約の概要は以下の通りです。

##### 1. 被保険者の範囲

当社取締役、監査等委員

##### 2. 保険契約の内容の概要

##### ①被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はない。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

③役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないためこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、同上の規定に従い、監査等委員全員の同意によって、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員長は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規定を定め周知徹底する。また、社長直轄の監査室は、各部署における業務遂行状況を監査する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、社内規定に基づき保存・管理を行っており、取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

監査室及び各部門においてリスクを把握しその対応策の検討を行い、その結果を取締役会へ報告する。また、監査室は、リスク項目について定期的に点検・管理する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督している。

### (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査室員を監査等委員を補助すべき使用人として指名することができる。

### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指定された使用人への指揮権は監査等委員会に移行されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項の発生または発生するおそれがあるときは直ちに監査等委員会に報告する。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、業務執行状況を把握するため取締役会に参加し、必要に応じて説明を求めることができる。また、監査等委員と会計監査人との意見や情報の交換を行うための体制も整備する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的且つ速やかに対応する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システム構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会において、当社経営に関する重要事項を決定する際には、法令・定款への適合性及び業務の適正を確保する視点から審議を行っております。

また、監査等委員は、取締役会及び社内的重要会議に出席し必要な意見を表明しているほか、会計監査人及び監査室と適宜情報交換を行っており、内部統制システムの運用状況について監視、検証を行っております。



## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、あるいは当社に固有の企業価値の源泉を十分に理解していないため、将来実現することのできる当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう可能性があるものや、その態様から大規模買付行為に応じることを株主の皆様強要するおそれのあるものが含まれる可能性があります。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、市場内での大規模買付行為は規制対象とならないことから、市場内での濫用的な大規模買付行為に対応することができません。加えて、公開買付制度が適用される大規模買付行為に関しても、金融商品取引法で認められている買付者に対する質問については意見表明報告書に質問を附すこともできますが、当該質問への対応についても、買付者は対質問回答報告書を提出して回答する義務があるものの、十分な回答を行うとは限らない上、理由を附して回答を行わないこともできます。このように、公開買付制度が適用される大規模買付行為であっても、株主及び投資家の皆様に対して十分な情報開示がなされず、又は公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、その賛否の対応を迫られる場合があることは否定できません。

そこで、当社取締役会は、株主や投資家の皆様が買付者による大規模買付行為を評価する際、買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。また、付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### (2) 当基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は2023年2月に公表した「2023年度 経営計画」の下、今後も新規拡販、たゆまぬ材料開発、技術向上、人材育成に取り組むことで、企業価値、株主共同の利益の確保・向上を図っていく所存です。

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は3名の取締役で構成され、全員が社外取締役であり、任期は2年であります。

監査等委員である社外取締役は、法務、財務・会計、会社経営に関する高度の知見を有しており、取締役会に出席して取締役の職務執行に対する監視を行うことを通じて経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況全般に対する監督を行っています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入することといたしました。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2023年3月28日開催の当社第90回定時株主総会において議案（普通決議）としてお諮りさせていただき、本プランの導入につきましては承認可決されました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案を提案し、あるいは株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保するとともに、当社の企業価値・株主共同の利益を損なう大量買付を抑止すること等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株式の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株

主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主総会の開催に要する時間が存しない場合を除き株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認いたします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

本プランの有効期間は、原則として、2026年3月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

#### (4) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(3)の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものであります。

また、本プランは、第90回定時株主総会において株主の皆様により承認されていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、有効期間は、原則として3年間とされており、また、その満了前であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値・株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

# 貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b> (資産の部)	<b>6,159,905</b>	<b>流 動 負 債</b> (負債の部)	<b>1,128,618</b>
現金及び預金	2,562,434	買掛金	362,828
受取手形	35,247	1年内返済予定の長期借入金	500,000
電掛記録債権	892,468	リース債権	4,152
製造原価	443,789	未払法人税等	60,853
仕掛材料	194,290	未払事業所税	89,099
前払費用	538,237	未払消費税	1,734
未収金	1,467,773	預り金	34,854
その他金	5,777	賞与引当金	30,155
貸倒引当金	11,659	訴訟損失引当金	15,468
	8,367		18,000
	△138		11,475
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,584,760</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,377,136</b>
有形固定資産	1,335,408	長期借入金	1,000,000
建物	335,753	リース債権	7,325
構築物	79,662	退職給付引当金	213,517
機械及び装置	323,467	長期未払金	3,600
車両運搬具	9,026	長期預り保証金	152,694
工具、器具及び備品	45,094		
土地	532,545	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,505,755</b>
リース資産	9,860		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>40,269</b>	(純資産の部)	
ソフトウェア	40,087	株 主 資 本	5,157,072
電話加入権	183	資 本 本 剰 余 金	175,500
		資 本 本 準 備 金	219,834
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>209,083</b>	そ の 他 資 本 剰 余 金	133,432
投資有価証券	160,435	利 益 剰 余 金	86,401
繰延税金資産	45,595	利 益 準 備 金	4,811,651
その他	3,053	そ の 他 利 益 剰 余 金	43,875
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,767,776
		自 己 株 式	4,767,776
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△49,912
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81,838
		純 資 産 合 計	81,838
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,744,665</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,744,665</b>

# 損 益 計 算 書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	6,483,988
売上原価	5,064,649
売上総利益	1,419,339
販売費及び一般管理費	791,128
営業利益	628,211
受取配当金	5,390
原材料売却益	1,220
雑収入	17,505
営業外費用	
支払利息	6,959
固定資産除却損	0
雑支出	1,174
経常利益	644,193
特別損失	
訴訟関連損	11,475
税引前当期純利益	632,718
法人税、住民税及び事業税	164,167
法人税等調整額	△7,493
当期純利益	476,044

## 株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から  
2023年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	175,500	133,432	86,401	43,875	4,392,639
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△100,907
当 期 純 利 益					476,044
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	375,137
当 期 末 残 高	175,500	133,432	86,401	43,875	4,767,776

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	△49,912	4,781,935	36,913	36,913	4,818,847
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△100,907			△100,907
当 期 純 利 益		476,044			476,044
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			44,926	44,926	44,926
当 期 変 動 額 合 計	-	375,137	44,926	44,926	420,063
当 期 末 残 高	△49,912	5,157,072	81,838	81,838	5,238,910

## 個 別 注 記 表

記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。  
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

但し、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに  
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額  
法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～45年							
構	築	物	10～50年						
機	械	及	び	装	置	4～22年			
車	両	運	搬	具	4～6年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～10年

無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能  
期間(5年)に基づく定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

#### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与にあてるため、過去の支給実績を勘案し、当期の負担すべき見積額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生している額（簡便法）を計上しております。
訴訟損失引当金	係争中の訴訟等に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、当事業年度末において必要と認められる金額を計上しております。

#### 5. 収益及び費用の計上基準

##### 特殊合金事業

特殊合金事業は、半導体及びFPD製造装置用部品、シームレス鋼管製造用工具、電気抵抗材料・特殊溶接棒伸線、受託圧延伸線加工等の製造販売をしております。このような製品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転し、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。



(会計上の見積りに関する注記)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産 45,595千円
2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 2,253,421千円

(損益計算書に関する注記)

訴訟関連損失

損害賠償請求訴訟について原告との間で和解となったことから、訴訟関連費用11,475千円を計上しています。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	3,510,000	-	-	3,510,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式(株)	146,429	-	-	146,429

3. 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月28日 定時株主総会	普通株式	50,454千円	15円	2022年12月31日	2023年3月29日
2023年8月10日 取締役会	普通株式	50,454千円	15円	2023年6月30日	2023年9月1日

4. 当期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	84,089千円	25円	2023年12月31日	2024年3月28日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	5,490千円
一括償却資産	1,819千円
未払事業所税	529千円
貸倒引当金	42千円
退職給付引当金	65,123千円
役員退職慰労未払金	1,098千円
訴訟損失引当金	3,500千円
その他	7,068千円
繰延税金資産小計	84,668千円
評価性引当額	△1,098千円
繰延税金資産合計	83,570千円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	2,061千円
その他有価証券評価差額金	35,915千円
繰延税金負債合計	37,976千円
繰延税金資産の純額	45,595千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な資金を銀行借入及び社債の発行により調達しております。また、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として長期保有を目的とした上場株式であり四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、月次で資金繰実績を作成し、流動性リスクを把握しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
投資有価証券	136,860	136,860	-
長期借入金	(1,500,000)	(1,499,631)	369

(注) 1. (\*)負債で計上されているものについては、( )で表示しております。

### 2. 市場価格のない株式等

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	23,575千円

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金、買掛金

現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金、買掛金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

### 4. 長期借入金については、1年内返済予定長期借入金が含まれております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	136,860	-	-	136,860

## (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,499,631	-	1,499,631

## (注) 1. 投資有価証券

投資有価証券は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 2. 長期借入金(1年内含む)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (賃貸等不動産に関する注記)

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県内において、賃貸用の土地を所有しております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

貸借対照表計上額	時 価
40,699	3,411,080

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

## 2. 時価の算定方法

主として社外の不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	報告セグメント		
	特殊合金事業	不動産賃貸事業	計
顧客との契約から生じる収益	6,331,780	-	6,331,780
その他の収益	-	152,208	152,208
外部顧客への売上高	6,331,780	152,208	6,483,988

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

(単位:千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	35,247
売掛金	892,468
電子記録債権	443,789

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	日本製鉄(株)	被所有 直接 15.1%	当社鑄鋼品の 販売 同社原材料 の購入	鑄鋼品等の販売 (注)	750,620	売掛金	68,718
				原材料の購入 (注)	7,988	買掛金	1,145

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 鑄鋼品等並びに原材料の取引価格は取引ごとに決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,557円54銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 141円53銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月22日

新報国マテリアル株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鹿島 寿郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寶野 裕昭

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新報国マテリアル株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第91期の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条 第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月22日

新報国マテリアル株式会社 監査等委員会  
監査等委員長 宝池隆史 ㊞  
監査等委員 笹本昌克 ㊞  
監査等委員 丸茂隆 ㊞

(注) 監査等委員宝池隆史、笹本昌克及び丸茂隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

中期目標でも掲げておりますとおり、攻めの経営を掲げ、積極的な研究開発、設備投資、製造技術の革新を図り、成長戦略を実行して参ります。今後の配当につきましても強化された財務基盤をベースに当該事業年度と次期の見通しを勘案し、株主の皆様へ報いる配当を決定していくことを基本方針と致します。

当期の期末配当金につきましては上記基本方針を勘案し、普通配当を1株につき15円とするとともに、2024年2月9日に公表した「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり、東海旅客鉄道株式会社との訴訟が解決いたしました。業績に与える影響は、軽微であること、長年株主の皆様にご心配をおかけしたことを考慮し、リスクに備えておりました内部留保の一部を株主の皆様へ特別配当として1株当たり10円増配し、1株当たり25円とさせていただきますと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円（普通配当15円、特別配当10円）

総額 84,089,275円

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役成瀬正、鎌田貴幸、横井裕二の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社 株式の数	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	当社との 特別の 利害関係
1	成瀬 正 (1947年1月2日生)	20,900株	1970年4月 住友金属工業(株)入社（現 日本製鉄(株)） 1998年7月 同社 本社企画部長 2002年1月 住友特殊金属(株)入社 支配人 2002年7月 同社 取締役 2004年4月 (株)NEOMAX常務取締役 2006年7月 同社 取締役専務執行役員 2007年4月 日立金属(株)事業役員 (株)NEOMAXと日立金属(株)合併) 2008年3月 当社取締役副社長 2009年8月 当社代表取締役社長（現在） 2010年1月 山本重工業(株)取締役（現 三重工場） 2011年4月 (株)新報国製鉄三重（現 三重工場） 取締役会長 2014年1月 同社 代表取締役社長	なし
2	鎌田 貴幸 (1973年7月11日生)	6,200株	1997年4月 当社 入社 2000年6月 当社 製造部鑄鋼課主任 2010年1月 当社 営業部営業課課長 2012年1月 当社 営業部部長 2016年3月 当社 執行役員営業部長（現在） 2023年3月 当社 取締役（現在）	なし
3	横井 裕二 (1976年2月5日生)	1,300株	1997年4月 山本重工業(株)入社（現 三重工場） 2000年11月 同社 製造部鑄鋼課長兼技術課長 2005年4月 同社 鑄鋼部部長 2014年4月 (株)新報国製鉄三重取締役工場長 (現 三重工場) 2016年3月 当社 執行役員三重工場長（現在） 2023年3月 当社 取締役（現在）	なし

(注) 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の内容の概要は、事業報告13頁（(7)役員等賠償責任保険契約の概要）に記載のとおりです。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役宝池隆史、笹本昌克、丸茂隆の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	所有する 当社 株式の数	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	当社との 特別の 利害関係
1	八尾量也 (1957年1月28日生)	-	1979年4月 住友金属工業(株) 入社 (現 日本製鉄(株)) 1994年6月 同社 鉄鋼総括部精算企画室長 1996年1月 同社 企画部総合企画室参事 2002年4月 同社 鋼管営業部次長 2004年5月 同社 鋼管カンパニー鋼管営業部長 2007年4月 同社 鋼管カンパニー鋼管輸出部長 2011年6月 住友日鉄ステンレス鋼管(株)代表取締役 (現 日鉄ステンレス鋼管) 2019年6月 日鉄ステンレス鋼管(株)副社長 2021年6月 同社 顧問 2023年7月 当社 非常勤顧問(現在)	なし
2	丸茂隆 (1965年11月6日生)	500株	1995年11月 公認会計士・税理士丸茂等事務所入所 2001年1月 税理士登録 2010年3月 税理士丸茂隆税務事務所所長(現在) 2016年3月 当社 監査等委員(現在) 2023年2月 当社 独立委員会委員(現在)	なし
3	井上裕子 (1969年3月9日生)	-	1993年10月 (株)ダイモスコンサルティング 入社 1998年4月 同社 事務局長 2002年3月 同社 退職 2011年3月 (株)井上鉄工所 入社 2013年9月 同社 専務取締役 2018年6月 (一社)ものづくりなでしこ理事(現在) 2019年9月 同社 代表取締役社長(現在) 2020年4月 (公財)埼玉県産業振興公社理事(現在) 2023年4月 埼玉県私立学校審議会審議員(現在)	なし

(注1) 八尾量也氏は社外取締役候補者であります。

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)

八尾量也氏は企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

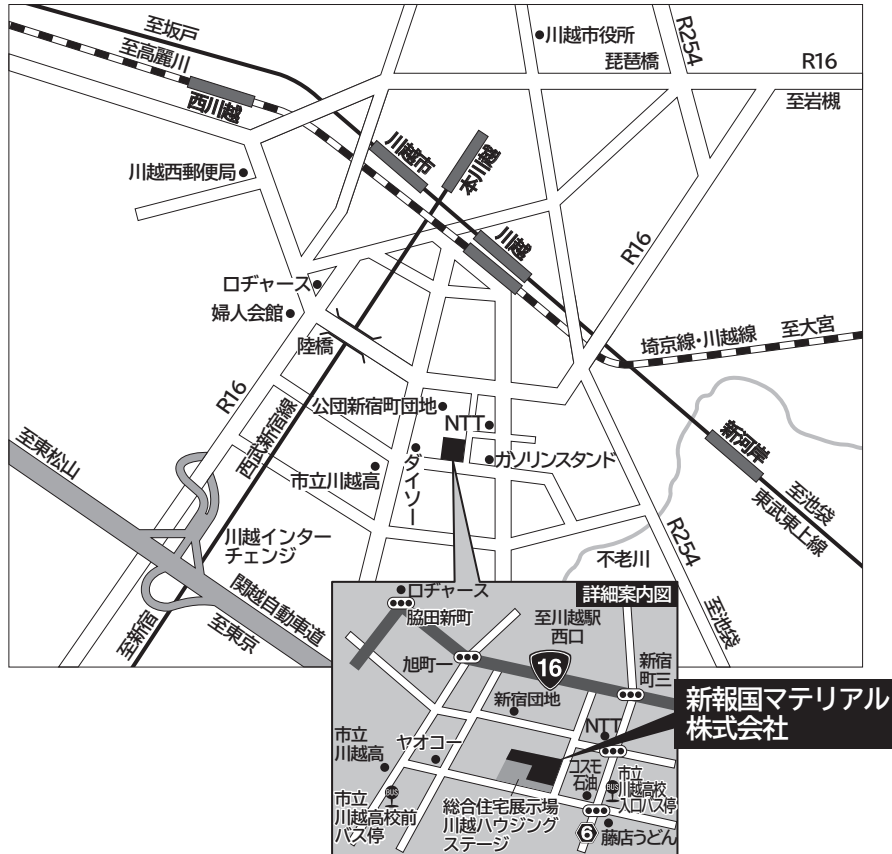
- (注2) 丸茂隆氏は社外取締役候補者であります。  
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  
丸茂隆氏は税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであります。  
なお、同氏の社外監査等委員としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
- (注3) 井上裕子氏は社外取締役候補者であります。  
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)  
井上裕子氏は企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (注4) 当社は、丸茂隆氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、八尾量也氏及び井上裕子氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- (注5) 当社は、優秀な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。その契約の内容の概要は、事業報告13頁((7)役員等賠償責任保険契約の概要)に記載のとおりです。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県川越市新宿町5丁目13番地61  
住宅展示場  
「川越ハウジングステージ」  
インフォメーションセンター



交通のご案内 = 電車/JR線、東武東上線の川越駅から徒歩15分  
車/関越自動車道川越ICから2 km (平常時5分)